

社会福祉法人 江東区社会福祉協議会 ハンディキャブ貸出実施細目

改正	平成12年	8月 1日	江東社協 VC 発第	46号
改正	平成14年	3月28日	江東社協 VC 発第	174号
改正	平成18年	4月 1日	江東社協 VC 発第	157号
改正	平成19年	9月25日	江東社協 VC 発第	86号
改正	平成19年12月	28日	江東社協 VC 発第	106号
改正	平成20年	1月25日	江東社協 VC 発第	121号
改正	平成20年	4月 4日	江東社協 VC 発第	9号
改正	平成20年	6月 1日	江東社協 VC 発第	29号
改正	平成20年	6月18日	江東社協 VC 発第	38号
改正	平成20年	7月22日	江東社協 VC 発第	53号
改正	平成20年	9月19日	江東社協 VC 発第	73号
改正	平成20年10月	21日	江東社協 VC 発第	87号
改正	平成20年11月	19日	江東社協 VC 発第	94号
改正	平成20年12月	18日	江東社協 VC 発第	102号
改正	平成21年	1月30日	江東社協 VC 発第	115号
改正	平成21年	3月 4日	江東社協 VC 発第	131号
改正	平成21年	6月17日	江東社協 VC 発第	51号
改正	平成22年	4月26日	江東社協 VC 発第	19号
改正	平成23年	4月 1日	23 江東社協 VC 第	2号
改正	平成23年	6月 1日	23 江東社協 VC 第	35号
改正	平成23年	7月28日	23 江東社協 VC 第	70号
改正	平成23年	8月29日	23 江東社協 VC 第	87号
改正	平成24年	3月24日	23 江東社協 VC 第	200号
改正	平成24年	6月26日	24 江東社協 VC 第	64号
改正	平成24年	7月27日	24 江東社協 VC 第	75号
改正	平成24年	8月24日	24 江東社協 VC 第	97号
改正	平成25年	1月25日	24 江東社協 VC 第	164号
改正	平成25年	8月27日	25 江東社協 VC 第	75号
改正	平成25年11月	15日	25 江東社協 VC 第	117号
改正	平成26年	1月21日	25 江東社協 VC 第	154号
改正	平成26年	3月20日	25 江東社協 VC 第	196号
改正	平成26年12月	25日	26 江東社協 VC 第	117号
改正	平成27年	3月24日	27 江東社協 VC 第	157号
改正	平成28年	1月 4日	28 江東社協 VC 第	86号
改正	平成29年	1月25日	29 江東社協 VC 第	102号
改正	平成29年11月	8日	29 江東社協 VC 第	85号
改正	平成30年	5月18日	30 江東社協 VC 第	24号
改正	平成30年11月	27日	30 江東社協 VC 第	95号
改正	令和4年	1月28日	3 江東社協 VC 第	71号

改正 令和4年 4月27日 4江東社協VC第 10号

改正 令和7年1月30日 6江東社協ボ第200号

改正 令和7年1月30日 6江東社協ボ第202号

(目的)

第1 この細目は「社会福祉法人江東区社会福祉協議会ハンディキャブ貸出要綱」(以下、「貸出要綱」という。)に基づき、ハンディキャブの貸出事業の実施に際し、安全かつ効率的運用を図ることを目的とする。

(使用回数)

第2 ハンディキャブの使用回数については、多くの区民が使用できるよう、原則として月4回までとする。

(使用時間)

第3 使用できる時間は、平日午前8時30分から午後5時、土曜日午前9時から午後4時30分とする。ただし、特別な使用がある場合には、平日に限り午前8時30分から午後6時30分とする。

2 1回の使用日数は最大2泊3日までとする。

(使用範囲)

第4 ハンディキャブの1回の使用範囲は、江東区社会福祉協議会所在地(江東区東陽6-2-17)より、走行距離300キロメートル以内とする。

(車両の確認)

第5 ハンディキャブの引渡しに際して、使用者は車両各部の点検を行い、異常のないことを確認した上で運行すること。その際車両に異常があり、緊急修理が不能な時は使用承認を取り消す。

(使用上の注意義務)

第6 ハンディキャブの使用中は法令及び公序良俗を守り、車両の保管等に細心の注意を払わなければならない。

2 貸出を受けたハンディキャブの使用者は、使用者以外の第三者に転貸してはならない。

3 入庫(返却)時刻の遅れ等、使用者の都合により第三者に損害を与えた場合は、使用時間を過ぎて使用した使用者が一切の責任を負う。

4 使用上の注意義務を遵守しない場合は、使用登録を取消し、貸出要綱第7条の規定に基づき、以後、使用登録は停止する。

(事故及び故障の修理)

第7 ハンディキャブ使用中に事故及び故障が発生した場合は江東区ボランティア・地域貢献活動センター(以下、「センター」という。)担当者(車両内部に掲示)に速やかに連絡するとともに、事故の場合は法令で定められた措置をとらなければならない。

- 2 事故、故障に関する関係書類（事故届、修理請求書等）を、センター担当者までに速やかに提出しなければならない。

（損害賠償）

第8 ハンディキャブ使用に際し、第三者に損害を与えた場合及びハンディキャブに損害が生じた場合は、使用者が一切の責任を負い、賠償しなければならない。

- 2 前項の賠償責任においてハンディキャブに付保している自動車損害賠償保険の範囲内で賠償できるものは補償するものとし、免責事項については使用者の負担とする。
- 3 上記の責任については、センター紹介の運転ボランティアの場合も使用者が一切の責任を負うものとする。

（燃料の補給及び返却）

第9 ハンディキャブ使用終了に伴い車両を返却する際に使用者は、使用に要した燃料を補給、又は別に定める基準により燃料費を負担するものとする。

- 2 使用終了後は車両内外の清掃を行い、使用状況報告書を記入の上、車両を返還するものとする。

（運転ボランティア）

第10 ハンディキャブの使用時に運転者の確保ができない場合、センターは運転ボランティアの紹介をする。ただし、日程、行き先などにより紹介できない場合がある。

- 2 運転ボランティアは運転だけでその他の介助は一切行わないこととする。
- 3 車両運転時に運転ボランティアに係る経費については使用者の負担とする。
- 4 宿泊を伴う使用の場合には運転ボランティアを紹介することはできない。
- 5 運転ボランティアの報償費については別に定める基準により支給する。

（備え付け帳簿）

第11 江東区ボランティア・地域貢献活動センター所長は、次に掲げる帳簿を常に備えておくものとする。

- （1）使用登録申請書（2）使用申込書（3）使用状況報告書（4）使用予定表（5）車両整備記録

附 則

この細目は平成2年5月2日より実施する。

附 則

この細目は平成14年4月1日より実施する。

附 則

この細目は平成18年4月1日より実施する。

附 則

この細目は平成19年10月1日より実施する。

附 則

この細目は平成20年1月4日より実施する。

附 則

この細目は平成20年4月4日より実施する。

附 則

この細目は平成20年6月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年7月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年8月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年10月1日から実施する。

附 則

この細目は平成20年12月1日から実施する。

附 則

この細目は平成21年1月5日から実施する。

附 則

この細目は平成21年2月2日から実施する。

附 則

この細目は平成21年3月2日から実施する。

附 則

この細目は平成21年7月1日から実施する。

附 則

この細目は平成22年5月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年6月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年8月1日から実施する。

附 則

この細目は平成23年9月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年7月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年8月1日から実施する。

附 則

この細目は平成24年9月1日から実施する。

附 則

この細目は平成25年2月1日から実施する。

附 則

この細目は平成25年9月1日から実施する。

附 則

この細目は平成25年12月1日から実施する。

附 則

この細目は平成26年1月21日から実施する。

附 則

この細目は平成26年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成27年1月5日から実施する。

附 則

この細目は平成27年4月1日から実施する。

附 則

この細目は平成28年1月4日から実施する。

附 則

この細目は平成29年2月1日から実施する。

附 則

この細目は平成29年12月1日から実施する。

附 則

この細目は平成30年6月1日から実施する。

附 則

この細目は平成30年12月1日から実施する。

附 則

この細目は令和4年2月1日から実施する。

附 則

この細目は令和4年5月1日から実施する。

附 則

この細目は令和7年2月1日から実施する。

附 則

この細目は令和7年4月1日から実施する。

別記

1. 第9条第1項の使用燃料費は次のとおりとする。

走行距離	支払金額	走行距離	支払金額
1～5km	180 円	50.1～55 km	1,980 円
5.1～10 km	360 円	55.1～60 km	2,160 円
10.1～15 km	540 円	60.1～65 km	2,340 円
15.1～20 km	720 円	65.1～70 km	2,520 円
20.1～25 km	900 円	70.1～75 km	2,700 円
25.1～30 km	1,080 円	75.1～80 km	2,880 円
30.1～35 km	1,260 円	80.1～85 km	3,060 円
35.1～40 km	1,440 円	85.1～90 km	3,240 円
40.1～45 km	1,620 円	90.1～95 km	3,420 円
45.1～50 km	1,800 円	95.1～100 km	3,600 円

※走行距離 100 km以上は、給油して返却する。

2. 第 10 条5項に定める基準は、次のとおりとする。

時間	回数	活動費
4時間以内	1回	1,500 円
4時間超	1回	3,000 円